

三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

No.23

2012年12月13日発行

団体・個人の参加
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内
三郷市社会保険推進協議会
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付



十一月七日、一万六千
六八三筆の公正な判決
を求める署名をさいたま
地裁に提出

三郷生保裁判・判決 二〇一三年二月二〇日

三郷生活保護裁判は、三郷市を相手に、生活保護の申請を拒否され続けたご家族が国賠訴訟の提起をし、2007年10月31日、さいたま地裁第1回口頭弁論が開始されて以降、22回の口頭弁論が行われました。2012年11月7日の第21回は、結審となり最終意見陳述は、原告弁護団の吉廣弁護士が、原告が裁判に訴えざるをえない状況に追い込まれた経緯と被告三郷市の責任を、原告に付き添って生活保護申請した弁護士として、気迫の訴えを行いました。提訴から5年を経過し、いよいよ2013年2月20日(水)の午後1時10分から101法廷で判決となります。支援者のみなさまには、傍聴をお願いします。

三郷生活保護裁判を支援する会は、11月7日の結審日に、一万六千六三八筆の「公正な判決を求める署名」をさいたま地裁に提出しました。これまで集めた署名は、四万九千九百九筆となりました。

原告弁護団 吉廣弁護士 最終意見陳述

第1 生活保護法は、憲法25条の生存権保障を具現化し、すべての国民に、「恩恵」としてではなく、「権利」として保障されています。生活保護制度は、社会保障制度の中にあつて「最後のセーフティネット」であり、人々の命を支える「最後の命綱」、生存の「最後の砦」です。

最終弁論に当たり、私がまず言いたいのは、被告が生活保護とは「生存権保障のための最後の砦である」という、この言葉の意味を、市民が生活苦で死の淵に立たされてもお「最後の最後まで使つてはいけない最終手段」であると、異常に抑制的に解釈した上で、要保護状態にある者に対して、申請を安易に認めると甘えが出るとしてなかなか申請を受理せず、最低限度以下の生活を強要し続けていたこと。こうした運用の違法を、今もなお十分理解している様子もなく、反省している様子もないのが非常に残念だ、ということである。

入が途絶え、遅くとも平成17年1月には要保護状態になっていました。国立がんセンターの診療録(甲91、92)には、平成16年12月27日に経済的困窮が差し迫った問題であるとの医師の指摘がある。平成17年2月2日、医師から生活保護の受給状況については聞かれ、「生保については兄弟で助け合うと言われ、うけられないと言われまし。」「3月末フクシに行つてきたけどダメと言われました。」などといった応答が記載されています。

17年8月末、私が越谷の弁護士会館で債務整理の相談を受けた際も、原告夫婦は、白血病で骨髄移植待ちの状態でした。息子の月数万円のアルバイト収入だけでは毎月の入院費10万円も払えず、そのために借金で生活を賄っているような状態でした。債務整理に着手し、新たな借入れができなくなれば、生活保護を受ける位しか生きていく道がないことは、私の目からも明らかでした。そのため私は、カード会社各社への支払停止後は生活保護を受けるようにと、アドバイスしました。原告は、「福祉課にはこれまで何度か行っているが受け付けてくれず追い返される」と言っていました。こんな気の毒な状態の人を追い返す福祉課には思い込んでいました。福祉の現場は福祉の精神で仕事に臨んでおり、困っている市民に自分でどうにかしろと言つて追い返すなどということはあるわけがないと、私は思い込んでいました。

「判決」の傍聴のお願い

日時：二〇一三年二月(〇日)水

午後二時十分

傍聴の抽選は、午後十一時四十分です。

場所：さいたま地方裁判所二〇一法廷

*弁護団報告会が裁判終了後
埼玉弁護士会館三階で開催されます

しかし、申請しに来たのではないなら、原告妻は何のために、交通費をかけて福祉課に何度も足を運んでいたのでどうか。被告は、各面接で、詳細に原告の生活苦を記録しています。原告妻が単に生活の苦労話を語るために、市役所に来ていたというのでしょうか。

3 被告は、それぞれの面接面でも、原告らの要保護性を容易に看取できる具体的事情を詳細に聞き取っていた以上、原告らが保護を申請したいと思つて福祉課にきていることは、容易に認識し得たはずで、原告らがかかわらず被告は、原告らが何度申請に行つても、単なる「相談」として処理し、申請を受理しないという誤った対応を繰り返しました。

4 私は、平成18年6月になつてもなお、原告世帯が生活保護を受給していないことを知り、非常に驚きました。

私はこのとき、弁護士になつて2年目と経験が浅く、生活保護を受けることがそんなに難しいことだと全く知りませんでした。水際作戦について、全く知りませんでした。原告が、福祉課に何度行つても追い返され、受け付けてもらえないと言ふの聞き、なぜ受け付けられないのかさっぱりわかりませんでした。先輩の弁護士に「一人で行く」と相手にしてもらえず追い返されることもよくある、「追い返されぬように、一緒に行ってあげるのがい

い」と言われ、6月21日、原告と一緒に福祉課に行つたところ、申請が認められませんでした。

このとき、原告は、「今日是对応が全然違つた、こんなに丁寧な対応されたことはない、保護を受け付けられて本当に良かった」と、泣いて喜んでいました。

このように、保護開始を泣いて喜んでいた原告に対して、被告は何をしたのでしょうか。保護開始後、賃貸住宅に居住して家賃需要が明らかな原告らに、住宅扶助費を支給しないという嫌がらせとも思える違法行為を重ねた上、わずか2カ月余りで保護を打ち切りました。しかもその理由は、原告たちが、保護を受けずに自立する意向を示したからだ、というのです。申請からわずか2か月で、原告らの家計状況が改善に向かうような事情の変化は、ないにもありませんでした。被告の言う自立、すなわち保護の廃止は、原告らの意思に基づくものではなく、被告の一方的な指導によるものであることは、原告と息子の本人尋問、証人尋問の結果からも明らかです。

第3 被告はなぜ、原告らの生活保護の申請を1年半もの間、受理しなかったのでしょうか。そして、ようやく保護が開始されたとき、保護を打ち切ったので

でしょうか。私は、被告のやり方は、人の命がかかっているぎりぎりの場面で、人の命をもてあそんだ行為だとしか思えません。

1 保護開始の1年半もの遅れについて、原告は、私が初めて会つた平成17年9月には既に、白血病の闘病生活で髪も抜け、やせ細り、顔色も悪く、一見明らかに重篤な病人でした。家計の破綻も明らかでした。被告が作成したはずの面接記録表を見ても、医師が原告妻の稼働能力を否定しており、資産はなく、収入もせいぜい月数万円であるという、原告らの深刻な生活苦を、被告は詳細に聴取していません。この状態でなぜ保護申請を受理せず、保護を開始しなかったのでしょうか。

(1) そもそも、福祉事務所には、申請を「受理」するか否かの裁量はありません(行政手続法7条参照)。それにもかかわらず被告は、原告の保護申請を「受理」すべきか否かを検討し、受理すべきでないかと判断した結果、1年半にわたって、申請書を交付しませんでした。被告が、福祉事務所には申請の受理・不受理の裁量がすることを前提に、毎回の面接面でも、原告の申請を受理しないことを所内の職員らで相談して決めていたことは、尋問から明らかになっています(証人調書13頁、証人調書25頁など)。

被告職員らは、申請前に保護要件を確認した上で、申請の受理・不受理を判断するというのが一般的なやり方(証人調書27頁)。「申請を受理する場合と受理しない場合の振り分け基準は、保護基準があるので、要否判定で判定していた。」(証人調書15頁)、「申請に対し、申請書を出すかどうかの基準は、保護基準を満たすか否かという要保護性の判断による。」「要保護性がなければ申請書を出さない。」(同15頁、27頁)、「『生活保護を受けたいんです』と言われた場合でも、申請書を出さない場合がある。」(同13頁、14頁、26頁)など。

(2) 窓口で対応した職員がまず、要否判定で申請を「受理」すべきか否かを判断し、「受理」してよいと思われるケースでもさらに、「受理」してよいか、機関決定手続を経るといふ、当時の被告の運用を前提とすれば、保護の申請場面で重要なのは、保護を申請する者の申請意思ではなく、「受理」するかどうか(申請を認めるかどうか)の、福祉事務所側の判断となります。

申請の受理・不受理を選択するに当たって、こうした被告の不適法な運用の結果、本件当時、被告三郷市における生活保護の申請率(申請件数/面接相談延べ件数)は、他の自治体と比較して

顕著に低く(平成17年度は13.2%、平成18年度は17.1%。いずれも全国平均及び埼玉県全体の平均を大きく下回り、平成17年度は県内39市中最下位、平成18年度は下から2番目(甲30/33))、申請「受理」まで辿り着く率は、相談全体のわずか15%程度という「狭き門」になつていたのである。

2 また、被告は、原告らに住宅費を支給せず、転居を余儀ない状態にさせました。こうして事実上退去を強制して市外に転居させ、保護開始からわずか2か月余りで、保護を廃止してしまいました。転居後の自立を指導し、原告世帯の転居をA区に通知することもしませんでした。

原告妻は、目立つことが嫌いです。お金がほしいわけでもありません。原告が、勇気を奮い起こして本訴訟を提起したのは、被告、ひいては全国の各自治体の福祉課が、貧困にあえぐ市民に自力救済を指示して追い返すという誤つた対応を止めて、生存権保障という法の趣旨に沿つた運用をしてほしいという願いからです。本件訴訟の冒頭、原告は、こう訴えました。

「夫は白血病で、今も命に關わる重い病氣と闘つています。そんな状態の夫が、この裁判の原告になることを決意したのは、生活保護の仕事をしている役所の方々が、この裁判を通して、苦しんでいる人たちに救いの手をさしのべる優しさを取り戻して欲しい、これから、私たちが同じような辛い目に遭わせないで欲しい、と思つているからです。是非、夫が生きている間に、私たちの訴えを認めて下さい。」(平成19年10月31日付け原告妻の意見陳述)。

残念ながら、原告夫は判決を待つことなく白血病で世を去りましたが、その遺志は原告ら家族が引き継いでいます。

裁判所には、どうか、原告たちの意をくんで、正義に基づく公正な判断をしていただくよう、切にお願いいたします。最終意見陳述とさせていただきます。

第4 被告による申請拒否、住宅費不支給、保護打ち切りによつて原告らは甚大な精神的苦痛を被りました。原告は、被告の一連の行為で、一家心中を考へるほど追い詰められました。

以上